

令和4年1月
市川市教育委員会 臨時会 会議録

市川市教育委員会

令和4年1月市川市教育委員会臨時会 会議録

1 日 時 令和4年1月25日(火)午前10時開議

2 場 所 市川市役所第2庁舎大会議室2

3 日 程

1 開会

2 会議成立の宣言

3 議事日程の決定

4 議案第47号 高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本
計画の策定について

議案第48号 令和4年度教育行政運営方針の策定について

5 閉会

4 本日の会議に付した事件

1 議案第47号 高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本
計画の策定について

議案第48号 令和4年度教育行政運営方針の策定について

5 出席者

教育長

田中 庸惠

委員

平田 史郎

委員

島田 由紀子

委員

山元 幸恵

6 欠席者

委員

大高 究

委員

広瀬 由紀

7 出席職員、職・氏名

教育次長

松丸 多一

生涯学習部長

永田 治

学校教育部次長

新部 操

学校教育部学校建設担当参事

佐原 達雄

教育総務課長

町田 茂幸

学校環境調整課長

小笠原 勝海

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	岩瀬 絢子
//	主 査	新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年1月臨時教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。

本日の議事のうち、議案第48号「令和4年度教育行政運営方針の策定について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、この議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。

それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第47号「高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。議案第47号「高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画の策定について」ご説明いたします。はじめに提案理由からご説明いたします。議案1ページをお願いいたします。市川市立義務教育学校の設置に関する方針に基づき、高谷中学校ブロックの高谷中学校、信篤小学校及び二俣小学校の3校を、小中一貫型小学校・中学校とし、小中一貫教育の取組を総合的かつ計画的に推進するため、高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画を策定する必要があるとございます。以上が、本議案を提出する理由となります。次に、計画の概要をご説明いたします。3ページをお願いいたします。高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画をご覧ください。まず、計画の構成です。恐れ入りますが、4ページの目次をお願いいたします。本計画の構成は、「はじめに」、「第1章 市川市における小中一貫教育」、「第2章 高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校」、「第3章 教育委員会の取組」等となっております。5ページをお願いいたします。「はじめに」では、義務教育学校の塩浜学園や、今年度よりスタートした、小中一貫型小学校・中学校の通称名、「東国分爽風学園」に加えて、この度、高谷中学校ブロッ

クの3校による小中一貫教育の更なる推進を図ること等を明記しております。6ページをお願いいたします。「第1章 市川市における小中一貫教育」です。「1 基本的な考え方」では、(1)として、小中一貫教育の推進が求められる背景を、(2)として、そのことを踏まえて令和元年度に策定した「義務教育学校の設置に関する方針」の概要を記載しております。7ページをお願いいたします。「2 小中一貫型小学校・中学校」では、小中一貫型小学校・中学校は、組織上独立した小学校と中学校が、義務教育学校に準じた形で一貫教育を行うことができる学校であること等を記載しております。(1)学校運営では、小中一貫型小学校・中学校では一貫教育にふさわしい運営のしくみを整える必要があり、その事例として、総合調整を担う校長を定めることなどを記載しております。また、(2)教育課程では、小中一貫教育を実施するための教育課程の編成について記載しております。8ページをお願いいたします。「教育課程の基準の特例」として、小中一貫教科等の設定や、指導内容の入替え、移行等ができる旨を記載しております。9ページをお願いいたします。ここでは、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校、及び現行の小中学校の修業年限、教育課程、教職員などについて、その違いを一覧でまとめております。10ページをお願いいたします。第2章、高谷中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校です。「1 小中一貫型小学校・中学校の設置」では、(1)として対象校の概要、(2)として学校の形態を記載しております。また(3)では、対象の3校をまとめて呼ぶときの通称名について記載をしております。3校の児童生徒、保護者等から募集し、子どもたちの投票を踏まえ、検討委員会で「信篤三つ葉学園」という通称名を選定いたしました。「信篤」という言葉には、歴史と伝統の継承を、また「三つ葉」は児童生徒からの投票が最も多かったものですが、未来へ向かって成長してほしいという思いが込められております。また、11ページの(4)では、取組の検証について記載しております。「2 高谷中学校ブロックの小中一貫型小学校・中学校の目指す方向」では、学園の教育目標や、めざす学園像、児童生徒像、教師像について記載しております。学園の教育目標は「未来を見つめ、心豊かに、自分らしさが輝く児童生徒の育成」となります。12ページをお願いいたします。「3 発達段階と系統性を重視した教育課程」では、(1)として、発達段階に即した学年段階の設定について、(2)では、系統・連続を重視した指導計画の作成について、(3)から(5)では、学習指導、生徒指導、部活動のそれぞれの工夫と、(6)では、教育課程の特例を活用した取組について記載しております。「4 小中一貫教育の実施により期待される教育効果」では、まず、児童生徒への効果として、(1)では、学びと育ちを連続した9年間で捉えることで、発達に即した教育課程の編成が可能となり、子どもの個性や能力を引き出すことができ、中一ギャップの緩和が図られること、(2)では、小学校段階での教科担任制の実施が可能となり、質の高い授業によって、学力や学習意欲が向上すること、(3)では、幅広い年齢による交流活動によって、自己肯定感が高まること等、(4)では、小学校高学年から、部活動や生徒会に参加できる環境を整えることで、早い段階から中学校段階の活動経験が可能となること等を記載しております。また、教職員への効果では、(1)で、9年間の指導計画や小学校の教科担任制の導入により、授業改善が図られ、子ども一人一人の理解の深化につながること等、(2)で、小・中合同の行事開催等や、チーム・ティーチング、乗り入れ授業などの実施によって、教員が協力し、責任を共有して、必要な資質・能力を育成する協働体制の構築が図られること、(3)で、責任体制を明確化

など、小中一貫教育にふさわしい運営体制を整えることにより、校務の効率化や、質的な向上を図ることなどを示しております。14ページをお願いいたします。「5 留意事項」では、市川市公共施設等総合管理計画で示されている「原木中山地区」の方針に留意し、高谷中学校ブロックの3校が、将来的に「施設一体型の義務教育学校」の設置を目指す際には、地域のまちづくりとも合わせて検討していくことを記載しております。15ページをお願いいたします。「第3章 教育委員会の取組」では、「1 学校運営の支援」として、小中学校間の課題に対して、教育委員会が主体となって取組を進め、課題解決に努めること等を記載し、具体的な参考として、先行事例を挙げております。16ページをお願いいたします。16ページと17ページでは、学校運営を支援する検討体制などを記載しております。学識経験者と家庭、学校、地域の代表で構成する、高谷中学校ブロック義務教育学校の設置に関する検討委員会を中心に、学校内組織のプロジェクト会議と、17ページの庁内組織で、成果と課題を共有しながら、進めてまいります。18ページをお願いいたします。「これからのスケジュール」をお示しております。小中一貫型小学校・中学校を運営しながら、施設一体型の義務教育学校の設置を目指すことについて記載しております。19ページをお願いいたします。ここでは、本計画の位置づけを整理しております。そして最後に、20ページをお願いいたします。ここでは資料といたしまして、これまでの検討状況をまとめております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。山元委員。お願いします。

○山元幸恵委員

一点、それではこれは、質問というより、要望です。このような小中一貫型小学校・中学校の設置を進め、ご尽力いただいているということは、よく理解しております。これからいよいよ取組を進めるうえで、一点はやはり、子どもたち、あるいは保護者にとって、実感を伴うものになってほしいなと願っております。計画が論理的に進むというよりも、子どもたちの心の中に、この3校は一緒なんだという気持ちをどうやって育むかということが、とても大事だと思っています。そのような中での交流ですが、こういう時代でもありますので、難しい点多々あるかと思えます。ぜひここはICTというものの、どのように駆使したら、施設が違っていても、子どもたちがお互いを共有できるかという部分について、いろいろと新しい提案をいただければという、一つの要望でございます。それからもう一点は、今回は、小学校が信篤と二俣ということで、たいへん規模が違います。やっぱり二俣は小規模校なのですけれども、そのような中で、どうしたら二俣の子どもたちが小規模校という課題を、この取組の中で解決していくのかなという視点もぜひ持っていただければという風に思っています。以上、これは要望になります。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

山元委員、ご回答は必要なしでよろしいですか。

○山元幸恵委員

はい。もしなにかあれば。

○平田史郎委員

委員のご意見に対して、なにかコメントございますでしょうか。

○**学校環境調整課長**

1点目のご質問ですけれども、ICTの交流などで3校が一体となるような取組ということで、実は東国分爽風学園において、今年からもうすでに活動しております。夏休みの過ごし方をオンラインで3校を繋いで、それぞれの校長先生がお話して、3校の児童生徒が聞いているという、そういう取組も進めております。そういうものを参考にしながら、信篤三つ葉学園でも取り組んでいければと思います。2点目の二俣小の小規模校の件につきましては、今後、具体的な取組を進めていく中で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○**山元幸恵委員**

ありがとうございました。

○**平田史郎委員**

よろしゅうございますね。その他、質問、ご意見等ございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第47号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**平田史郎委員**

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。
続きまして、非公開の審議に入ります。教育長、お願いいたします。

○**教育長**

承知いたしました。それでは、議案第48号につきましては、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、教育長が指定する者以外は退席をお願いします。教育次長、各部部长・次長、学校建設担当参事、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩といたします。

【 暫時休憩 指定する職員以外 退席 】

○**教育長**

議事を再開いたします。
平田史郎委員、議事の進行をお願いいたします。

○**平田史郎委員**

かしこまりました。それでは、議案第48号「令和4年度教育行政運営方針の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○**教育総務課長**

教育総務課長です。議案第48号「令和4年度教育行政運営方針の策定について」、ご説明いたします。別冊議案の1ページをお願いいたします。本議案は、令和4年2月市議会定例会において、教育長が令和4年度教育行政運営方針の演説を行うにあたり、これを定める必要がありますことから、議案を提出するものでございます。5ページ

以降をお願いいたします。はじめに、本運営方針の構成でございます。「はじめに」から、「教育行政運営の基本方針」、「『人をつなぐ、未来へつなぐ 市川の教育』の実現に向けての主な施策」、最後に「むすび」の大きく4部で構成しております。次に、それぞれの構成の概要でございます。5ページをお願いいたします。「はじめに」では、コロナ禍における市川教育の取組を記載しております。感染防止対策を講じながら、子どもたちの学びの保障と生涯学習の機会の確保に努めてきたこと、具体的な取組といたしまして、市川市幼児教育基本方針の策定や小中一貫型小学校・中学校「東国分爽風学園」の設置、学習交流施設「市本」の開設を行ったことを記載しております。また、今後について、市長と総合教育会議を通じて教育課題を共有して、市川教育を推進していく旨を記載しております。次に、新年度における「教育行政運営の基本方針」を、2点、掲げております。1点目が、第3期市川市教育振興基本計画の点検・評価結果を踏まえた、さらに取り組むべき施策の推進です。2点目が、教育を取り巻く状況の変化への対応でございます。6ページをお願いいたします。この2点の基本方針に基づいて取り組む新年度の主な施策を、「生涯を通じた学び」、「学校における学び」、「教育環境の整備」の3つの視点から記載しております。はじめに、「生涯を通じた学び」についてでございます。生涯学び続けることができる環境の整備といたしまして、具体的な取組として、市民の交流や新たな活動機会の提供を図るなど、学習交流施設「市本」の運営の充実、自動車図書館のステーション増設など、図書館サービスの拡充と利便性の向上の取組、市公式YouTubeチャンネルを活用したオンライン講座など、公民館主催講座の充実、史跡曾谷貝塚の総括報告書刊行に向けた、基礎データの収集・分析など、埋蔵文化財の保護と活用、以上4つの取組を記載しております。次に、「学校における学び」についてでございます。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る取組といたしまして、具体的には、特別支援学級等の補助教員の派遣など、特別な支援が必要な子どもの学びの保障、通訳講師の派遣やAI翻訳機の活用など、国際化の進展への対応、個別最適化された指導を行う、学力向上の取組の推進、学習用端末や指導者用デジタル教科書の効果的な活用やアナログ資源の活用など、ICTの活用と読書教育の推進、食育と体力づくりや道徳教育の充実など、健康教育・心の教育の推進、ページ変わりまして、幼児教育基本方針の具現化など、幼児教育の充実、通称、信篤三つ葉学園小中一貫教育の推進、以上7つの取組について記載しています。次に「教育環境の整備」についてでございます。学校や社会教育施設の安全性の確保や教職員の働き方改革、また子どもの安全・安心の確保といたしまして、具体的な取組として、須和田の丘支援学校の狭隘対策や学校体育館のトイレ改修、学校の建替えの準備など、安全・安心で質の高い教育環境の整備、放課後保育クラブの拡充など、放課後の子どもの居場所づくりの推進、教職員の多忙化解消の取組など、教職員の働き方改革、子どもの事故防止のための地域連携など、子どもの安心・安全と家庭・学校・地域連携の推進以上4つの取組について、記載しております。最後に、「むすび」についてでございます。中央教育審議会からの答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』を受け、国では「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」について検討が行われていること、本市教育委員会も、子どもの健全育成と一層の学力向上を目指し、教育環境の充実や、家庭・学校・地域の連携・協働を大切にした「つなぐ教育」を進めていく旨を記載し、むすびとしております。教育行政運営方針(案)の

概要は以上でございます。今後の予定でございますが、本日、議決をいただきました後、2月市議会定例会の告示日である2月1日に、本運営方針を議会関係者に配布いたします。そして、2月8日の市議会開会日に、教育長が教育行政運営方針の演説を行う予定となっております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明につきまして、質疑はございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員 再入室】

○教育長

これをもちまして、令和4年1月臨時教育委員会を閉会いたします。

(午前10時25分閉会)